

平成25年3月23日

京都大学地質学鉱物学教室同窓会規約

第1章 総則

第1条（名称）本会は、旧九十九会を発展的に解消し、京都大学地質学鉱物学教室同窓会と称する（通称；九十九会）。

第2条（本部）この会は、本部を京都大学大学院理学研究科地質学鉱物学教室内に置く。

2 （支部）旧在京九十九会を母体とした京都大学地質学鉱物学教室同窓会首都圏支部を関東地区に置く（通称；在京九十九会）。

第2章 目的および事業

第3条（目的）本会は、京都大学地質学鉱物学教室の発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条（事業）本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- （1）総会、懇親会の開催
- （2）会員名簿の作成及び更新
- （3）その他、本会の目的を達するに必要な事業

第3章 会員

第5条（資格）次の（1）～（4）項の何れかに該当する者は、会員資格を有する。

- （1）京都大学理学部地質学鉱物学科の卒業生、または、京都大学理学部の卒業生で主として地質学鉱物学を修めた者
- （2）京都大学大学院理学研究科地質学鉱物学専攻、または、同地球惑星科学専攻地質学鉱物学分野に在籍した者
- （3）上記（1）か（2）の指導にあたっている（あたっていた）教員及び地質学鉱物学教室に勤務している（勤務していた）職員
- （4）その他、地質学鉱物学教室に関係ある者等で、入会を希望し、役員会で承認された者

第6条（入会費など）

附則に定める入会費を収めた者を正会員とする。

入会費の納入は原則として新規入会時の1回とする。

本会は、会員からの寄付金を受け入れることができる。

第7条（資格の喪失）会員が退会を希望し、本会に通知したときには、役員会の承認の上、会員の資格を喪失する。

第4章 役員

第8条（役員）本会は次の役員を置く

会長 1名、副会長 2名、幹事 若干名、会計 1名、総務 2名、監査 1名、

第9条（役員の選任）前条の役員は、次の手続きを経て選任される。

会長は、総会において、会員の中から選任する。

副会長、会計、総務、監査は、会長が会員の中から選任し、総会において承認を受けるものとする。但し、本会発足時の役員は附則の通りとする。

第10 条（役員の職務）役員の職務は次の通りとする。

会長は、本会を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは、会長職を代行する。

幹事は、会長、副会長を助けて会務を処理する。

会計は、本会の会計を処理する。

総務は、会長、副会長を助けて会務を総括する。

監査は、本会の会計を監査し、監査承認を与える。

第11 条（役員の任期）本会の役員の任期は、2 年とする。但し、重任・再任は妨げない。

第12 条（役員会）

役員会は役員を持って構成し、予算、執行、決算、役員等の重要事項を審議する。

役員会は、過半数の役員出席により成立するものとする。

役員会の議長は会長が当たる。

役員会は、総会に先立って、1 年 1 回開催する。

役員会で審議された事項は、総会に報告する。

第13 条（総会）総会は、原則として、1 年 1 回開催する。

第14 条（会計）本会の会計は、毎年 1 月 1 日に始まり、1 2 月 3 1 日に終わるものとする。

第15 条（規約の改正）本規約を改正しようとするときは、役員会の出席者の 3 分の 2 以上の議決を経て、総会での 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

（附則） 1 本会則は、第1回総会時より施行する。

2 本会の入会金は、3,000 円とする。

3 本会発足時の役員は、以下の通りとする

会長 1 名 西村 進

副会長 2 名 瀬戸口 烈司、横井 悟（在京九十九会代表）

幹事 若干名 平島 崇男、竹村 恵二、田上 高広、竹内 圭史（産総研）

会計 1 名 成瀬 元

総務 2 名 下林 典正、佐藤 活志

監査 1 名 石川 尚人